

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

大石田町は山形県のほぼ中央に位置し、面積約80平方キロメートル、人口約6,000人の町である。町の中央を南北に最上川が流れ、奥羽山系を源とする丹生川、野尻川、臈気川等の河川が合流する大石田は、陸路と水路の接点という地の利から、町の中心部はかつて「大石田河岸」とよばれ、最上川舟運最大の船着場として栄えた。最上川沿いには、舟運文化を偲ばせる白い塀を描いた特殊堤防が作られている。また、過去の災害記録より、台風等による大雨に見舞われて土砂災害のほか、最上川をはじめ各河川が増水し、耕地や住宅、道路への浸水による被害が発生することがある。

令和2年7月豪雨では、最上川の水位(大石田観測所)が観測史上最高となる18.59mを記録した。早めの避難行動により、人的被害はなかったものの、住宅被害は、床上・床下浸水を合わせて98棟にも上った。また、豊田地区にある上水道水源場が冠水したことから、次年子地区を除く町内全域で4日間に渡る断水が発生した。

[図1.2 出典：2022年大石田町防災マップ]

<図1. 新町・今宿地区：最上川と臈気川の合流部> <図2. 豊田地区：上水道の水源場が浸水>



撮影：株式会社パスコ/国際航業株式会社

【洪水災害】

大石田町の防災マップによると、駒籠・大浦・白鷺・川前・豊田地区において最大5~10m、横山・田沢地区において最大3~5m、大石田・鷹巣地区において最大0.5~3mの浸水する想定箇所がある。いずれも最上川・各河川沿い地域は、家屋倒壊等を含め、甚大な被害が予想される。大石田町の商工業者は、各地区に点在している状況である。

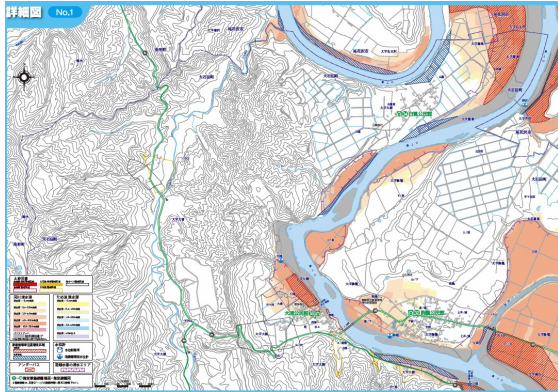
[図3.4.5.6.7.8.9.10 出典：2022年大石田町防災マップ]

【土砂災害】

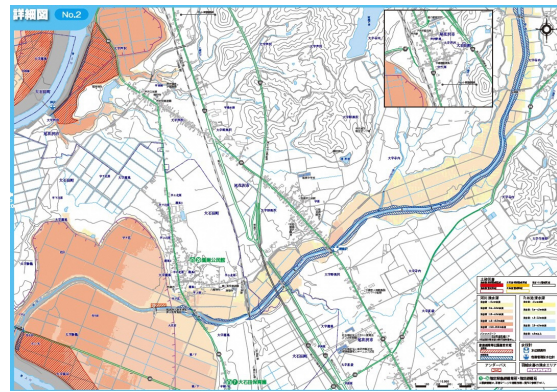
大石田町の防災マップによると、川前・次年子・大石田・里地区において土砂災害警戒区域・土石流警戒区域の想定箇所がある。山間沿い地域は、家屋等少ないものの一度発生した場合、復旧まで相応の時間と多額の費用を要することが予想される。大石田町の商工業者は、各地区に点在している状況である。

[図3.4.5.6.7.8.9.10 出典：2022年大石田町防災マップ]

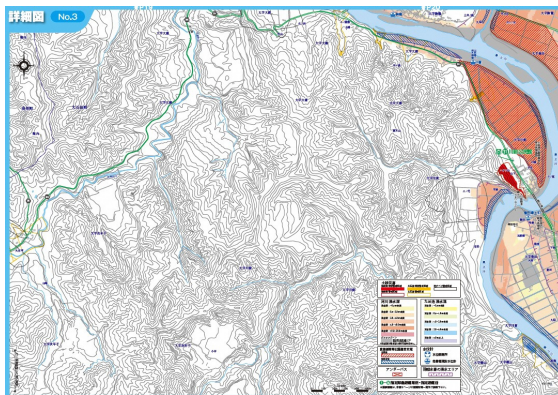
<図 3. 鷹巣/駒籠/大浦/白鷺地区>



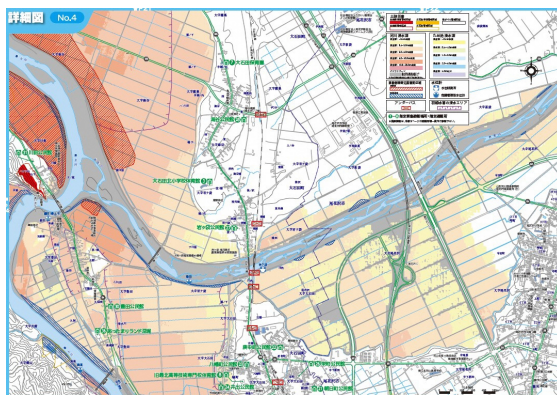
<図 4. 鷹巣地区>



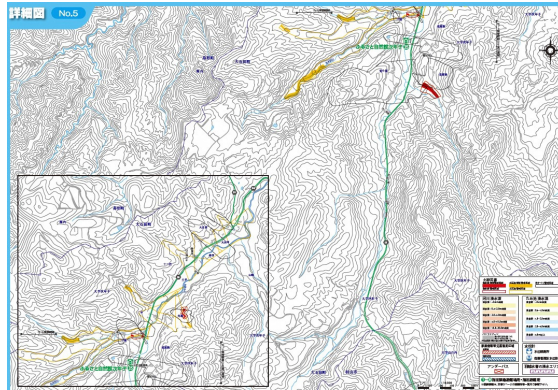
<図 5. 黒滝/豊田/川前/大浦/次年子地区>



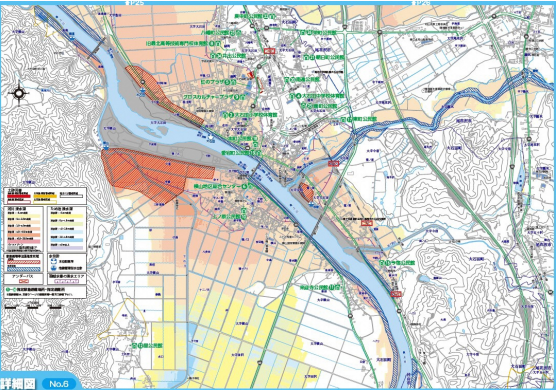
<図 6. 大石田/岩ヶ袋/海谷/鷹巣/豊田/川前地区>



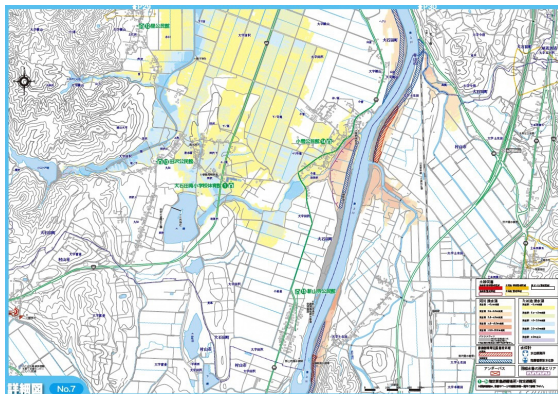
<図 7. 次年子地区>



<図 8. 横山/大石田/豊田地区>



<図 9. 横山/田沢地区>



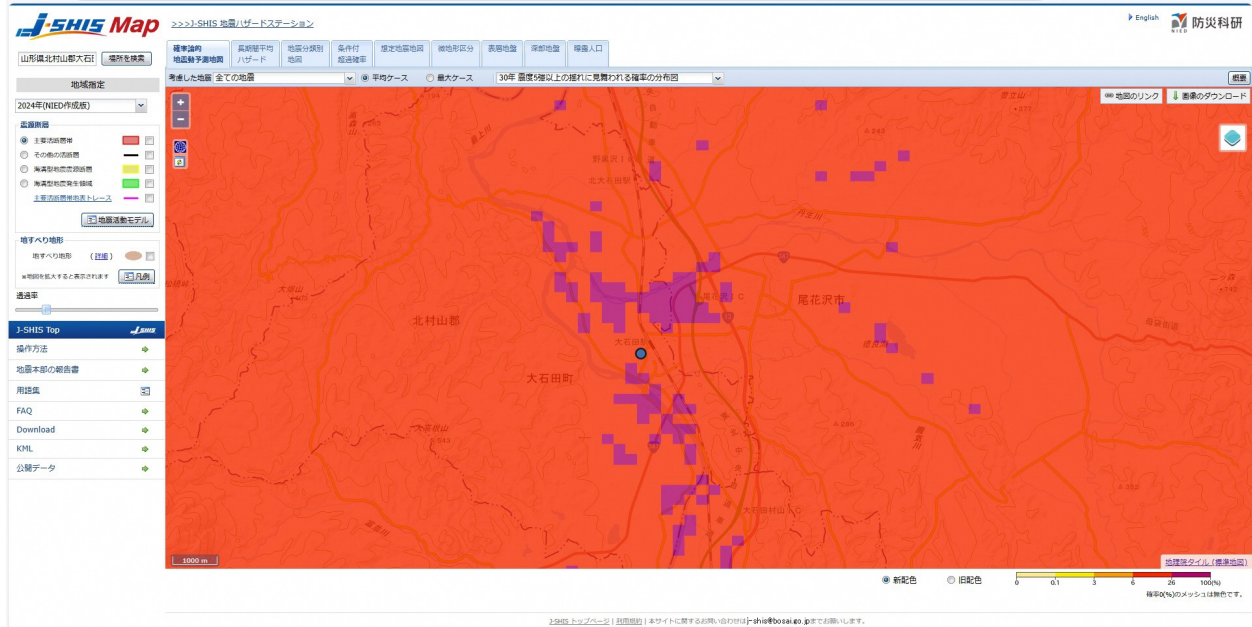
<図 10. アイコン表示>

土砂災害 高危険特別警戒区域	土石流 特別警戒区域	地すべり警戒区域
急傾斜 警戒区域	土石流 警戒区域	
河川 浸水深 浸水深：-0.5m未満	ため池 浸水深 浸水深：-0.5m未満	
浸水深：0.5-3.0m未満	浸水深：0.5-1.0m未満	
浸水深：3.0-5.0m未満	浸水深：1.0-2.0m未満	
浸水深：5.0-10.0m未満	浸水深：2.0-5.0m未満	
浸水深：10.0-20.0m未満	浸水深：5.0m以上	
バッファゾーン ※本表の指定は無いが、浸水の可能性が最も高い。※内水氾濫の発生は必ずしもありません。	水位計 水位観測所	
家屋倒壊等氾濫想定区域 氾濫	危機管理型水位計	
アンダーパス	羽越水害の浸水エリア	
①-⑧ 指定緊急避難場所・指定避難所 ※詳細情報は、本書3ページの避難所等一覧をご参照下さい。		

【地震：J-SHIS】

地震ハザードステーション 2024 年 (NIED 作成) の確率論的地震動予測地図によると、震度 5 強以上の地震が今後 30 年間で町中心部 6%~26%、町北部・南部地域 26~100%の確率で発生すると言われている。[図 11 出典：J-SHIS地震ハザードステーション]

〈図 11〉



(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 292 事業所
- ・小規模事業者数 263 事業所

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
農林漁業	4	4	町内に広く分散している
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	
建設業	76	73	町内に広く分散している
製造業	31	25	町内に広く分散している
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	
情報通信業	0	0	
運輸業、郵便業	8	6	町内の中心部に分布している
卸売業、小売業	70	60	町内の中心部に分布している
金融業、保険業	3	3	町内の中心部に分布している
不動産業、物品貸借業	5	5	町内に広く分散している
学術研究、専門・技術サービス業	5	5	町内の中心部に分布している
宿泊業、飲食サービス業	33	29	町内の中心部に分布している
生活関連サービス業、娯楽業	35	34	町内に広く分散している
教育、学習支援業	2	2	町内の中心部に分布している
医療、福祉	4	4	町内の中心部に分布している
複合サービス業	3	3	町内に広く分散している
サービス業 (他に分類されないもの)	13	10	町内に広く分散している
合計	292	263	

(出典：令和 3 年度経済センサス)

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・大石田町地域防災計画の策定（令和3年5月）
- ・防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・山形県火災共済協同組合や損害保険会社等と連携した加入促進
- ・商工会災害状況報告システムの活用による迅速かつ効率的な被害状況の把握
- ・事業者BCPに関する施策の周知

II 課題

(1) 事業者BCPの策定が進んでいない

- ・既にBCPを策定している事業者は、管内事業者の中でもごく一部の事業者に限られ、特に経営資源が不足している小規模事業者はそのほとんどが策定していない状況である。
- ・事業者BCPの策定に関する管内全体の取組み状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する商工会の取組みも本格化していないのが実態である。

(2) マンパワー不足

- ・平時、緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員がなく、保険・共済に対する助言を行える当会職員が不足している。
- ・通常の経営支援を行っている中で、防災対策まで手が回らず商工会自身のみならず、事業者BCP策定への支援も十分ではない。職員の事業者BCP策定に関する専門知識やノウハウが不足しており、専門家や損保会社等との連携によって支援スキルの習得が必要である。

(3) 感染症への対策

- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

(1) 事業者BCP策定支援強化

- ・災害対策や事前対策の必要性を周知するとともに、BCPセミナーをきっかけとした小規模事業者のBCP策定の拡大を図る。
- ・感染症対策を盛り込んだBCPセミナーの開催やBCP策定を推進する。

(2) 職員の支援スキル習得

- ・緊急時に対応できる人員、事業者BCP策定や保険及び共済に対する助言を行える職員育成のため、損保会社等から専門家等を招聘し支援スキル習得を図る。

(3) 連携体制の確立による速やかな応急復興対策づくり

- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(3) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、大石田町防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 令和6年に事業継続計画を策定済み。

3) 関係団体等との連携

- ・ 損害保険会社や生命保険会社、山形県火災共済協同組合との連携を図る。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償等）の紹介等を実施する。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 町と適宜、電話やメール等で被害状況や支援情報等を共有し状況確認や改善等について協議。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（震度5強以上の地震、洪水、土砂災害）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一とし、その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関との情報を共有する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後1時間以内を目途に職員の安否確認を行う。
- ・ 連絡網により携帯電話で確認、安否報告と業務従事の可否を判断する。
- ・ 町内の大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）について情報収集し、当会と町など関係機関で共有する。
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、大石田町における対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保し、警報解除後に出勤する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区内の 10%程度の事業者で、「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 2. 地区内の 1%程度の事業者で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 3. 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 相談窓口の設置 相談業務 2) 被害調査 3) 支援策の情報提供 支援実行
被害がある	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区内の 1%程度の事業者で、「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 2. 地区内の 0.1%程度の事業者で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 相談窓口の設置 相談業務 2) 被害調査 3) 支援策の情報提供 支援実行
ほぼ被害はない	<ol style="list-style-type: none"> 1. 目立った被害の情報はない 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 特に行わない

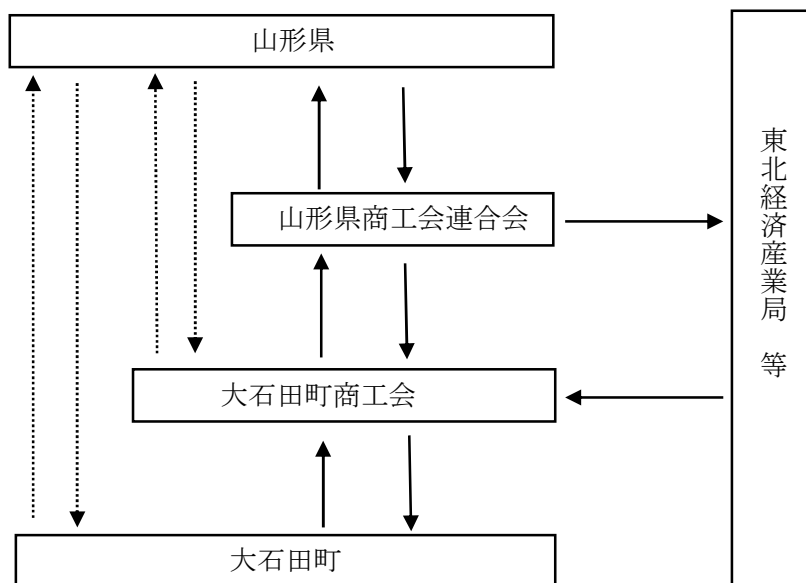
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期間	情報共有する間隔
発生後～3 日間	1 日に 2 回共有する。
3 日間～2 週間	1 日に 1 回共有する。
2 週間～1 ヶ月	2 日に 1 回共有する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 > ※下図は、連絡ルート

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、当会又は当町より山形県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や山形県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を、山形県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

1) 相談窓口の開設

- ・大石田町と相談の上、安全性が確認された場所で相談窓口を設置する。
また、国や県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

2) 管内小規模事業者の被害状況の確認

- ・地区内小規模事業者の被害状況詳細を確認する。

3) 被災事業者施策の周知

- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山形県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

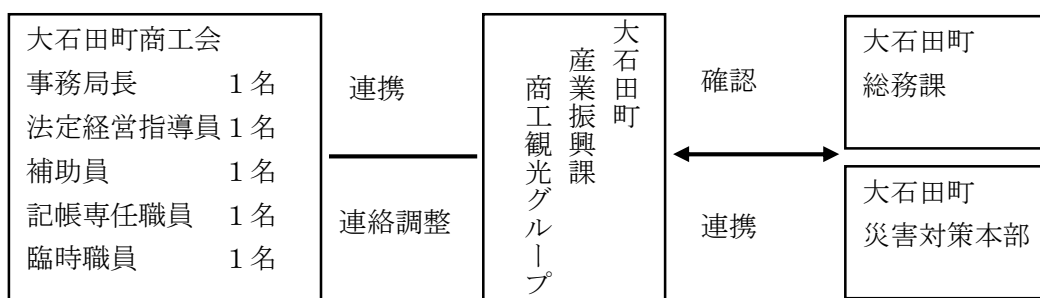
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 鹿野智大 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組に企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

大石田町商工会

〒999-4115 山形県北村山郡大石田町桂木町7番2

TEL : 0237-35-2131 FAX : 0237-35-2129

E-mail: ooishida@shokokai-yamagata.or.jp

②関係市町村

大石田町 産業振興課 商工観光グループ

〒999-4112 山形県北村山郡大石田町緑町1番地

TEL : 0237-35-2111 FAX : 0237-35-2118

E-mail: syokoka@town.oishida.yamagata.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	210	210	210	210	210
・セミナー開催費	60	60	60	60	60
・パンフチラシ作製費	100	100	100	100	100
・通信運搬費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、大石田町補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

